

きつき消費者かわら版

令和7年11月14日発行



市民の皆様から寄せられた消費者トラブルの相談や、注意してもらいたいニュースを定期的にお伝えする情報紙です。トラブルの未然防止にお役立ていただければ幸いです。

■ 9月～10月の相談件数は17件で、前年と比べ21件減少しています。インターネット通販に関する相談の他、光回線等の通信に関する相談が寄せられました。契約する前に、契約内容と事業者情報等をよく確認しましょう。

消費者の安心と安全を確保するために～市長メッセージ～



消費者を取り巻く環境は、高度情報通信社会の進展やキャッシュレス化等で激しく変化し、消費者トラブルの内容や解決方法も複雑化しています。

杵築市でも消費生活センターを開設し、市民の皆様からの相談を受け付けています。今後も市民の皆様が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、県や関係機関と協力しながら消費者トラブル防止に向けた見守り体制づくりを進めてまいります。

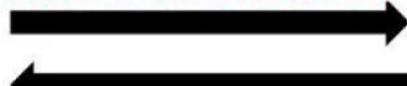
杵築市長 永松 悟

返金詐欺に注意! 「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑って!

ネットショッピングで商品を購入した消費者が、販売業者から「欠品のため、コード決済アプリを使って返金する」等と言われ、返金手続きを誘導されているうちに、「返金」してもらうはずがいつの間にか「送金」してしまっていたというトラブルの相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。



①偽サイトと気づかずショッピング
※支払いは、口座振込or電子マネー



消費者



偽サイト



詐欺師



③相手から送ってきたQRコードを
読み込み指示されたとおりに操作
※何者かのアカウントにチャージし
ている

〇〇ペイアプリ



公営競技等のサイトで
使用する電子マネー

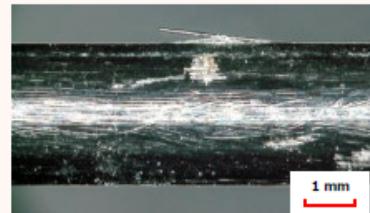
(出典:国民生活センター報道発表資料)

このような返金詐欺では、消費者は相手方から「返金する」と言われて、指示されるままにコード決済アプリの操作をして、相手に送金しています。現状では、コード決済事業者の規約上、消費者自身が操作しているケースでは補償が受けられない場合が多くなっています。

「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑い、相手の指示には従わないでください。

ガラス繊維強化プラスチックによるけがに注意 -傘の骨などに使用されています-

- 傘の骨、園芸用ポール、テントの支柱などには、ガラス繊維強化プラスチックが使用されることがあります。
- ガラス繊維強化プラスチックの表面には、ガラス繊維が露出していることがあります、触るとけがをすることがあります。



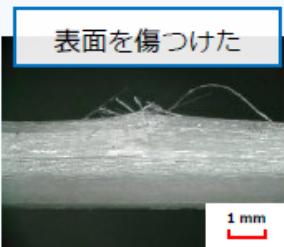
【事事故例】

- 子どもが人とすれ違うときにぶつかり、グラスファイバー製の傘の骨が折れて細かなガラス繊維が手に刺さった。

【テスト結果】

ガラス繊維強化プラスチックが使用されている傘の骨を調べました。

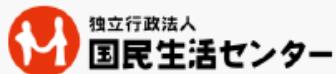
- 新品時でも傘の骨の表面にガラス繊維の先端が露出しているものがありました。
- 曲げたり傷つけたりすると、ガラス繊維の先端が飛び出すことがあります。



【消費者へのアドバイス】

- ガラス繊維強化プラスチックは、表面からガラス繊維の先端が露出していることがあります。不用意に素手で触らないなど取扱いには注意しましょう。
- ガラス繊維が皮膚に刺さって

痛みが続く場合は、医師の診察・処置を受けましょう。



お問い合わせ・相談先

杵築市消費生活センター（商工観光課内） TEL 0978-62-1808
大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》 TEL 097-534-0999